

資料編

1. 大分市におけるスポーツ推進計画策定に関する諮問書

スポ振第1720号

令和元年9月2日

大分市スポーツ推進審議会

会 長 川野 洋二 殿

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市におけるスポーツ推進計画の策定について（諮問）

大分市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき、大分市におけるスポーツ推進計画の策定について、貴審議会に諮問します。

2. 審議経過

第8期スポーツ推進審議会 計画策定に係る審議経過

名 称	開催日	主な審議内容
第1回スポーツ推進審議会	平成30年 8月30日	・スポーツ推進計画策定のスケジュール
第2回スポーツ推進審議会	平成30年11月30日	・大分市民のスポーツに関するアンケート調査の実施について
第3回スポーツ推進審議会	平成31年 3月19日	・大分市スポーツ振興基本計画の取り組み状況について ・大分市民のスポーツに関するアンケート集計結果について ・今後のスケジュールについて
第4回スポーツ推進審議会	令和元年 5月29日	・スポーツ推進計画の策定方針について ・スポーツ推進計画骨子について ・今後のスケジュールについて
第5回スポーツ推進審議会	令和元年 9月 2日	・大分市におけるスポーツ推進計画の策定について（諮問） ・スポーツ推進計画（素案）の審議 [第1章～第2章]
第6回スポーツ推進審議会	令和元年 9月26日	・前回の検討事項の確認 ・スポーツ推進計画（素案）の審議 [第2章～第3章] ・数値目標について
第7回スポーツ推進審議会	令和元年10月25日	・前回の検討事項の確認 ・パブリックコメントの実施について
（パブリックコメント）	令和元年11月15日 から12月16日	・意見3件 原案の変更に伴う意見なし
第8回スポーツ推進審議会	令和2年 1月31日	・パブリックコメントの結果について ・スポーツ推進計画（答申案）の審議
（審議会からの答申）	令和2年 3月 5日	・大分市におけるスポーツ推進計画の策定について（答申）

大分市教育委員会 計画策定に係る意見聴取

名 称	開催日	主な内容
第1回教育委員会勉強会	令和元年10月30日	・スポーツ推進計画（原案）説明 ・パブリックコメントの実施について
第2回教育委員会勉強会	令和元年12月25日	・パブリックコメントの結果について
（（仮称）大分市スポーツ推進計画に対する意見について）	令和2年 1月29日付 教委総第1668号-1	・教育委員会からの回答 意見なし

※スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第十条第2号特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3. 大分市におけるスポーツ推進計画策定に関する答申書

令和2年3月5日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

大分市スポーツ推進審議会
会長 川野 洋二

大分市におけるスポーツ推進計画の策定について（答申）

大分市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき、令和元年9月2日付けスポ振第1720号にて諮問のありました大分市におけるスポーツ推進計画の策定について、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおりでありますので、下記の意見を付して答申いたします。

記

「大分市スポーツ振興基本計画」につきましては、平成22年度から平成31年度までの10カ年計画として策定され、その中間年にあたる平成26年度には、施策の進行状況や社会情勢の変化に対応するための見直しを行い、本計画に基づいて各種のスポーツ振興施策が展開されたところがあります。

この間、国においては、平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行され、平成29年3月には、同法に基づき「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。その基本方針として、多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていくために、国や地方公共団体、スポーツ団体等の責務や役割分担を明示したほか、スポーツ参画人口を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが提示されています。

本市においても、平成29年度に学校体育を除くスポーツに関する事業を教育委員会から市長部に集約することで、スポーツ関連事業の連携を図り、より専門性を追求し、迅速で広範な対応が可能となったところです。

こうした中、昨秋には、本市を含む12の都市でラグビーワールドカップ2019日本大会が開催され、大きな盛り上がりを見せたところです。さらに今夏には、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、世界最大級の国際競技大会がわが国で相次いで開催されることにより、スポーツへの関心がこれまでにないほど高まってきています。こうした状況は、スポーツの力を最大限発揮できる絶好の機会であると言え、本市のスポーツ行政を取り巻く環境は、今後も大きく変化していくことが予想されます。

こうしたことを踏まえ、本審議会では、本計画の策定にあたって審議・検討を重ねてきたところであり、審議にあたっては主に次のことを考慮いたしました。

一つ目は、スポーツ基本法第2条に定める8つの基本理念と国の第2期スポーツ基本計画に掲げる施策を踏まえ、県やスポーツ団体など関係機関との連携のもと、すべての市民が気軽にスポーツに親しめる環境整備に努めるなど、本市のスポーツ実施率の向上に向けた取組を記載すること。

二つ目は、ラグビーワールドカップ2019日本大会、東京2020オリンピック・パラリンピックなど、世界最大級のスポーツイベントを契機として、市民が「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で積極的にスポーツに参画できる機運の醸成を図る取組を進めるとともに、スポーツツーリズムなどの地域経済の発展に資する取組を検討する必要があること。

三つ目は、近年、スポーツ少年団や中学校の部活動等、その在り方が問われてきており、児童生徒がスポーツに関心を抱き気軽に参加できる環境づくりが必要であるとともに、地域におけるスポーツ活動の場の確保のため、学校施設の有効活用をこれまで以上に積極的に推進していく必要があることから、教育委員会、地域団体等との連携を深め、取組の方向性の一致を図ること。

四つ目は、基本施策ごとに設定している「数値目標」については、定量的指標を用いて、着実に達成される適正な数値にすべきであること。

五つ目は、本計画の実効性を確保し、効果的な施策を展開するために、具体的な目標や取組をまとめた「アクションプラン」を作成し、本計画の進捗状況を評価・点検すること。

以上のことを踏まえ、別添の答申といたしました。

市においては本答申を尊重いただき、「大分市スポーツ推進計画」を策定されるとともに、その実効性が担保されるよう市、市民、地域、スポーツ関係団体、学校等が連携・協働して、各種のスポーツ施策が推進されることを期待するものであります。

4. 大分市スポーツ推進審議会条例

平成23年9月28日

条例第26号

改正 平成28年12月19日条例第44号

大分市スポーツ振興審議会条例（平成5年大分市条例第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、大分市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定による補助金の交付に係る意見に関すること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツの団体の育成に関すること。
- (7) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (8) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（平28条例44・一部改正）

（組織）

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

（平28条例44・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長等）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(平28条例44・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28条例44・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大分市スポーツ振興審議会条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている委員(以下「旧審議会の委員」という。)は、改正後の大分市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成28年条例第44号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

5. 大分市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成29年3月7日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市スポーツ推進審議会条例（平成23年大分市条例第26号）第8条の規定に基づき、大分市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、必要があると認めるときは、会議に審議会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第3条 専門的な事項を調査研究するため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員若干名で組織する。

3 部会は、調査研究した事項について、審議会に報告するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

6. 大分市スポーツ推進審議会委員名簿 (第8期)

(任期 自 平成30年8月20日 至 令和2年8月19日)

NO	区分	役職名	委員	備考
1	学識 経験者	大分市スポーツ推進委員協議会 会長	川野 洋二	会長
2		大分大学教育学部 教授	谷口 勇一	
3	医科学 関係	大分県スポーツドクター協議会 会長	大場 俊二	
4		大分県地域成人病検診センター	安藤 美和	
5	体協	大分市体育協会 評議員	高井 直恵	
6	社会体育 団体	大分市スポーツ少年団指導者協議会 副会長	石橋紀公子	
7		大分市総合型クラブ連絡協議会 会長	森 慎一郎	副会長
8	競技 団体	大分県武道協議会 副会長	穴井 隆信	
9		大分市ママさんバレーボール協会 理事長	江尻 順子	
10		大分市ラグビーフットボール協会 副会長	佐藤 佳郁	
11		大分市フェンシング協会 理事長	佐藤 克則	
12		鶴崎軟式野球連盟 理事長	姫野 勝	
13		(株)大分フットボールクラブ代表取締役社長	榎 徹	
14	障がい者 スポーツ 団体	大分県車椅子バスケットボール連盟 会長	矢田 成昭	
15		大分県障害者卓球連盟 会長	小野 初夫	
16	学校 関係	大分市中学校体育連盟 会長	阿部 方	
17		大分県高等学校体育連盟 会長	井上 倫明	
18	行政 関係	大分市教育委員会 教育部長	佐藤 雅昭	
19		大分市企画部長	江藤 郁	
20	その他	大分市自治委員連絡協議会 副会長	角谷 幹男	
21	公募	一般公募	鈴木 洋子	
22		一般公募	小林 恭子	
23		一般公募	阿南 岳大	
24		一般公募	御手洗達哉	

7. 第2期大分市スポーツ振興基本計画策定庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき策定する第2期大分市スポーツ振興基本計画（以下「計画」という。）に関し必要な事項を検討するため、第2期大分市スポーツ振興基本計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる課等に所属する職員のうちから当該課等の長が指名する者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人置き、委員長はスポーツ振興課長の職にある者を、副委員長は委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年 10月2日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、計画が策定される日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

企画課

文化国際課

スポーツ振興課

ラグビーワールドカップ・東京オリンピック・パラリンピック推進局

財政課

市民協働推進課

長寿福祉課

障害福祉課

健康課

保育・幼児教育課

土木管理課

河川課

都市計画課

まちなみ企画課

公園緑地課

教育委員会事務局教育部学校施設課

教育委員会事務局教育部体育保健課

教育委員会事務局教育部社会教育課

8. 第2期大分市スポーツ振興基本計画策定庁内検討委員会委員名簿

	所 属	補職名	氏 名
1	企画課	主事	土公 厚湖
2	文化国際課	参事	幸野 佳枝
3	スポーツ振興課	課長	三好 正昭
4	ラグビーワールドカップ 東京オリンピック・パラリンピック推進局	主査	佐藤 洋
5	財政課	主査	塩月 将宏
6	市民協働推進課	参事	松本 紀子
7	長寿福祉課	参事補	青木 昌美
8	障害福祉課	参事補	甲斐 秀樹
9	健康課	参事	白石 清美
10	保育・幼児教育課	参事	石井 実紀
11	土木管理課	技師	田口 智也
12	河川課	参事補	羽田 克己
13	都市計画課	参事	首藤 達也
14	まちなみ企画課	専門員	岩崎進一郎
15	公園緑地課	参事補	清原 辰夫
16	学校施設課	参事	新納 健二
17	体育保健課	参事	姫野 宏明
18	社会教育課	参事補	大坪早智子

9. スポーツ基本法

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（条文）

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役

割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）

が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。（スポーツ施設の整備等）

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めな

ればならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育

に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策

を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本

オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。) 、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるとこ

るにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項

に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

理由

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

10. スポーツ基本計画（国）

第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

1 スポーツ庁の創設と第2期スポーツ基本計画

平成27年10月に発足したスポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としている。

また、スポーツ基本計画は、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、同法の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となるものである。

平成24年3月に策定した現行のスポーツ基本計画（以下「第1期計画」という。）は、平成24年度からの5年間の計画であり、平成29年度から平成33年度までの計画を新たに策定するため、スポーツ庁においては、スポーツに係る幅広い分野の有識者から構成されるスポーツ審議会に対し、スポーツ庁長官から諮問を行い、専門的な検討を依頼した。同審議会では、総会を5回、総会の下に設けられたスポーツ基本計画部会を11回開催するなど精力的な審議を行い、平成29年3月1日に答申をとりまとめた。

この答申を踏まえ、スポーツ基本法第30条の規定に基づくスポーツ推進会議における文部科学省、スポーツ庁と関係省庁との連絡調整を経て、ここに、同法第9条の規定に基づき、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「第2期計画」という。）を策定する。

2 第2期スポーツ基本計画の概要

第2期計画では、多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていくため、計画が目指す方向性をわかりやすく簡潔に示すよう、第2章において、「スポーツの価値」に関し、1スポーツで「人生」が変わる、2スポーツで「社会」を変える、3スポーツで「世界」とつながる、4スポーツで「未来」を創るという4つの観点から、全ての国民に向けてわかりやすく説明を行った上で、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを、第2期計画の基本方針として提示した。

また、簡潔な形で施策の体系化を図るとともに、スポーツ庁が関係省庁等の中核となって取り組む施策を取り入れることとし、第3章において、第1期計画における政策目標、施策目標、具体的施策という施策の基本的な構造を踏襲しつつ、その内容の大括り化と一層の体系化を図ることで、第2期計画においては、4つの政策目標、19の施策目標、139の具体的施策（うち再掲11）としてとりまとめた。その際、例えば同章2（1）「スポーツを通じた共生社会等の実現」において障害者、女

性などのスポーツ振興に関する施策を列挙しているが、これらは他の施策と密接な関わりを有しており、同章に示した全ての施策を総動員して取り組む必要がある。

これらの施策の検討に当たっては、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現、経済・地域の活性化など関係省庁との関わりが特に深い施策について、スポーツ基本法第30条の規定に基づくスポーツ推進会議において関係省庁との連絡調整を行った。

なお、第2期計画の達成状況の検証が事後に適切に行えるよう、第3章においては、具体的施策の実施主体と取組内容を明示しつつ、できる限り成果指標を設定することとし、特に数値を用いた成果指標の数は8から20に増加させた。

3 第2期スポーツ基本計画が目指すもの

スポーツ基本計画は、国の施策を中心に国が定めるものであるが、あくまでもスポーツの主役は国民であり、また、国民に直接スポーツの機会を提供するスポーツ団体等である。

スポーツの価値は、国民や団体の活動を通じて実現されるものであり、第2期計画に掲げられた施策は、国や地方公共団体がこれらの活動を支援し、スポーツの価値が最大限発揮されるためのものであることに留意する必要がある。

このことを踏まえ、第2期計画が指針となり、国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体、国等が一体となってスポーツ立国を実現できるよう、国が責任を持って取り組むとともに、以下の点を期待する。

国民には、第2章に示した「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で積極的にスポーツに参画し、スポーツを楽しみ、喜びを得ることで、それぞれの人生を生き生きとしたものとするを期待する。

スポーツ団体等には、第2章に示したスポーツの価値を改めて確認した上で、国民やアスリートのニーズを的確に受け止め、第3章に掲げた施策を有効に活用して、魅力的なスポーツ環境の創出に努めるとともに、スポーツの価値が社会の変革や未来の創造に十分活かされるよう、スポーツ以外の分野との連携・協働にも積極的に取り組むことを期待する。

地方公共団体には、国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第2期計画を参酌してできる限りすみやかに地方スポーツ推進計画を改定・策定し、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化など、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係部局・団体が一体となって取り組むことを期待する。

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports、 Enjoy Life ～

スポーツは「世界共通の人類の文化」であり、国民の成熟した文化としてスポーツを一層根付かせ豊かな未来を創ることが、スポーツ振興に携わる者の最大の使命である。

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

1 スポーツで「人生」が変わる!

スポーツは「みんなのもの」であり、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わっていく。

(1) スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものである。

スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とであるとされている。

スポーツには、競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、健康維持や仲間との交流など多様な目的で行うものがある。例えば散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリングもスポーツ*1として捉えられる。

このように、スポーツは文化としての身体活動を意味する広い概念であり、各人の適性や関心に応じて行うことができ、一部の人のものではなく「みんなのもの」である。

スポーツを「する」ことでみんなが「楽しさ」「喜び」を得られ、これがスポーツの価値の中核である。さらに、継続してスポーツを「する」ことで、勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し、心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現していくことができる。

(2) スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながスポーツの価値を享受できる。

スポーツへの関わり方としては、スポーツを「する」ことだけでなく「みる」「ささえる」ことも含まれる。

*1 スポーツには、オリンピック・パラリンピック競技種目のようなものだけでなく、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれる。また、新たなルールやスタイルで行うニュースポーツも注目されるようになってきている。

スポーツを「みる」ことで、極限を追求するアスリートの姿に感動し、人生に活力が得られる。家族や友人等が一生懸命応援することでスポーツを「する」人の力になることができる。

スポーツを「ささえる」*²ことで、多くの人々が交わり共感し合うことにより、社会の絆が強くなっていく。

例えば「みる」ことがきっかけで「する」「ささえる」ことを始めたり、「ささえる」ことで「する」ことのすばらしさを再認識したりすることもある。また、スタジアムやアリーナで多くの人々がトップアスリートの姿を間近に見ることでスポーツの価値を実感することができる。スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わり、その価値が高まっていく。*³

→ スポーツを日常生活に位置付けることで、スポーツの力により人生を楽しく健康で生き生きとしたものにすることができる。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツで社会の課題解決に貢献し、前向きで活力に満ちた日本を創る。

(1) スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで社会の発展に寄与できる。

年齢、性別、障害の有無等に関わらず、スポーツは誰もが参画できるものであり、全ての人々が関心や適性等に応じて、安全で公正な環境の下で日常的・自発的にスポーツに参画する機会を確保することが重要である。

スポーツを通じて人々がつながり、スポーツの価値を共有することができ、人々の意識や行動が変わる。これが大きな力となって社会の課題解決につながる。

持続可能な開発と平和などスポーツが社会の課題解決に貢献することは、国際連合やユネスコなどでも謳われており、スポーツの価値を高める投資が社会の健全な発展に有効であるとの考え方は国際的な潮流である。*⁴

(2) スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

障害者スポーツを通じて障害者への理解・共感・敬意が生まれる。

子供、高齢者、障害者、女性、外国人などを含め全ての人々が分け隔てなくスポーツに親しむことで、心のバリアフリーや共生社会が実現する。

*² スポーツを「ささえる」とは、自らの意思でスポーツを支援することを広く意味しており、指導者や専門スタッフ、審判等のスポーツの専門家による支援だけでなく、サポーターやボランティアなど様々な形がある。また、スポーツ活動を成り立たせるために、スポーツ団体やチームの経営を担ったり、スポーツ用品や施設の提供を行ったりすることも含まれる。

*³ スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことの基盤として、書物、映画など様々なメディアを通じて「知る」ことも重要である。

*⁴ 2013年・MINEPS・V（体育・スポーツ担当大臣等国際会議）で発出されたベルリン宣言において、「体育やスポーツプログラムに関する財源を確保することは、前向きで社会経済的成果を生み出す、安全な投資である」とされている。

スポーツを楽しみながら適切に継続することで、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて**健康寿命を伸ばす**ことができ、社会全体での**医療費抑制**につながる。

民間事業者において働き方を見直し、スポーツの習慣づくりを通じて「健康経営*5」を推進することにより、**働き方改革**にも貢献できる。

スポーツは多くの人々を惹きつける魅力的なコンテンツである。**スポーツの成長産業化**を図り、その収益をスポーツへ再投資することを促すことでスポーツ界が自立的に成長を遂げるための好循環を実現する。

人口減少や高齢化が進む中、スポーツ資源を地域の魅力づくりやまちづくりの核とすることで、地域経済の活性化など**地方創生**に貢献する。

スポーツは、人を元気づけるとともに、人を結びつける力を持っており、状況や社会を変える可能性を持つことから、**災害からの復興**に貢献する。

アスリートは、不断の努力の積み重ねにより人間の可能性を追求しており、その活躍や努力は人々に夢と希望を届け、**チャレンジする勇気**を社会全体にもたらす。また、**トップアスリート*6**が才能を開花させる過程で培われた**技術や知識・経験、生き方は社会的な財産**でもあり、それらは多くの人々にスポーツの魅力を広げ、社会に活力をもたらすものである。

3 スポーツで「世界」とつながる!

スポーツで世界に発信・協力し、世界の絆づくりに我が国が貢献する。

スポーツは、人種、言語、宗教等の区別なく参画できるものであり、国境を越え人々の絆を育む。スポーツを通じた国際交流により「**多様性を尊重する世界**」の実現に貢献する。

スポーツは、貧困層や難民、被災者など困難に直面した様々な人の生きがいづくりや自己実現のきっかけとなり、スポーツによる開発と平和への支援により「**持続可能で逆境に強い世界**」の実現に貢献する。

スポーツは他者への敬意や規範意識を高められるものであり、日本が率先して模範となることで「**クリーンでフェアな世界**」の実現に貢献する。

スポーツを巡る国際的な政策、ルールづくりや国際協力に積極的に参画し国内の取組に反映すること、国際競技大会や国際会議を開催すること、それらに必要な国際人材を育成することを通じ、我が国が**リーダーシップ**を発揮して**国際的地位**を高める。

トップアスリートの世界的な活躍は**トップアスリート**を輩出した地域の誇りとなり、**各地域や団体は、世界と競っているという広い視野**をもって国際競技力の向上を図る。

*5 経済産業省によれば、「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することであり、企業理念に基づき従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される、とされている。

*6 世界選手権大会等において好成績を収めているアスリートや、中央競技団体の強化指定選手等。

→ スポーツに関わる全ての人々が主体的に取り組むことで、スポーツの力が十分に発揮され、前向きで活力に満ちた日本と、絆の強い世界の実現に貢献できる。

4 スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメント*⁷やパラリンピックムーブメント*⁸を推進することで、レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現する。

これからの5年間に2020年東京大会をはじめとする国際競技大会が相次いで開催される。スポーツへの関心がこれまでにないほど高まり、スポーツの力が最大限発揮される絶好の機会である。

2020年東京大会に向けた取組を計画的・戦略的に展開し、全ての人々がスポーツの力で輝き、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」を実現することが、大会のレガシーとなる。

そのためには、スポーツを「する」人を増やしつつ、これに加え、「みる」「ささえる」人を含めて「スポーツ参画人口」として捉え、これまでスポーツに無関心であった人々や、したくてもできなかった人々も含め、全ての人々がスポーツに関われるようにしていくことが重要である。

さらに、スポーツに携わる者がスポーツの枠を超えて主体的に他分野と連携・協働を行うとともに、異分野からの人材の受入れを積極的に行うことにより、産官学民によるオールジャパン体制でそれぞれの専門性を活かしてスポーツの価値を広げることが必須である。

一方、スポーツに対する国民の信頼を確保するため、スポーツの価値を脅かすような不正を無くすことが重要である。

これらを実現するため、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を含むメディアの活用により、スポーツを通じて全ての人々がつながる持続的な国民運動を展開していく。

→ 第2期計画期間において、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

*⁷ 国際オリンピック委員会によると、オリンピックムーブメントとは、オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動である。（オリンピック憲章オリンピズムの根本原則第3項抜粋）

*⁸ 国際パラリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会によると、パラリンピックムーブメントとは、パラリンピックスポーツを通して発信される価値やその意義を通して世の中の人に気づきを与え、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとするあらゆる活動である。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度*⁹）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度*⁹）となることを目指す。

(1) スポーツ参画人口の拡大

① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

【施策目標】

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

【現状と課題】

- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率は42.5%（障害者は19.2%）、週3回以上のスポーツ実施率は19.7%（障害者は9.3%）（平成28年度現在（障害者については平成27年度現在））である。
- ・スポーツを行う理由は、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、仲間との交流など様々である。
- ・スポーツ実施の阻害要因は、仕事・家事・育児が多忙、面倒くさい、年をとったなど世代によって異なる。

【具体的施策】

- ア 国は、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方や関わり方等をわかりやすく提案するとともに、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的実施のための方策等について整理した「ガイドライン」を策定し、その普及を通じて地方公共団体やスポーツ団体*¹⁰等の取組を促進することにより、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図る。
- イ 国は、スポーツに対するニーズや阻害要因等に関する調査や顕彰制度等を通じて、民間事業者等による新たなルールやスタイルのスポーツの開発・普及を促進し、適性等に応じたスポーツの機会を提供する。
- ウ 国は、高齢者が楽しく継続的に取り組むことができ、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」を策定し、地方公共団体や総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）、日本レクリエーション協会（日レク）などのスポーツ団体に普及するとともに既存の介護

*⁹ 障害者スポーツの振興に関する施策については、第3章2（1）1にまとめて記載し、同章中の他の施策では原則として繰り返して記載しないという方針で整理している。P1（第1章2）に記載したとおり、障害者スポーツの振興に関する施策は、他の施策とも密接な関わりを有しており、第3章に示した全ての施策を総動員して取り組む必要がある。

*¹⁰ スポーツ団体とは、スポーツ基本法第2条第2項において、「スポーツの振興のための事業を主たる目的とする団体をいう」とされており、住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ等を広く含むものである。

予防の取組とも連携を図りながら、高齢者のスポーツ参加機会の充実を図る。

- エ 国は、成人のスポーツ実施状況に関する調査について、調査項目及び調査方法等を検証・改善するとともに、スポーツ実施要因等の分析を踏まえた施策を推進することで、障害者を含めた若年期から高齢期までのスポーツ参加機会の充実を図る。

② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

[施策目標]

学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子供のスポーツ機会を充実する。

その結果として、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を80%（平成28年度現在58.7%→80%）にすること、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生を半減（平成28年度現在16.4%→8%）すること、子供の体力水準を昭和60年頃の水準まで引き上げることを目指す。

[現状と課題]

- ・スポーツが好きな子供の割合は、小学5年生と比較し中学2年生が低く、特に中学生の女子は2割以上が「嫌い」・「やや嫌い」であり、運動習慣の二極化が見られる。
- ・子供の体力は緩やかな向上傾向にあるが、昭和60年頃のピーク時と比較すると依然として低い水準にある。
- ・小学校における体育の専科教員の配置は4.7%にとどまっている。（平成28年度現在）
- ・運動部活動の顧問のうち、保健体育以外の教員で、かつ担当競技の経験がない者が中学校で45.9%、高等学校で40.9%である。（平成25年度現在）
- ・体育活動中の死亡事故は平成24年度までは減少傾向であったが、それ以降横ばいとなっている。中学校、高等学校における傷害の発生のほとんどは運動部活動によるものである。

[具体的施策]

- ア 国は、体育・保健体育の学習指導要領の改訂において、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、指導内容の改善を図ることにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成を図る。
- イ 国は、地方公共団体と連携し、武道を指導する教員の研修、指導者の派遣、武道場の整備等を通じて、中学校における武道の指導を充実する。
- ウ 国は、地方公共団体等と連携し、小学校における体育の専科教員の導入を促進するとともに、運動が苦手や意欲的でない児童生徒や障害のある児童生徒が運動に参画できるよう研修を充実するなど、教員採用や研修の改善を通じ、学校体育に係る指導力の向上を図る。
- エ 国は、地方公共団体と連携し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」により全国的な子供の体力・運動能力等を把握し、その分析結果を周知する。これに基づき、地方公共団体及び学校は、それぞれの成果と課題を検証し、体育・

保健体育の授業等を改善する。

オ 国は、教員、生徒及び保護者等を対象とした運動部活動に関する総合的な実態調査及びスポーツ医・科学の観点等を取り入れた運動部活動の在り方に関する調査研究を実施する。

その結果等を踏まえ、日本中学校体育連盟（中体連）や全国高等学校体育連盟（高体連）等と連携し、生徒の発達段階等を考慮した練習時間・休養日の設定や、複数種目の実施など女子生徒や障害のある生徒等のニーズにも応じた多様な運動部活動の展開を含む運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定する。

カ 国及び地方公共団体は、運動部活動が、学校教育の一環として、生徒がスポーツに親しみ、生徒の責任感や連帯感を養う上で、重要な活動として教育的意義が高いことを踏まえ、運動部活動における指導力の向上や指導体制の充実を図る。そのため、スポーツ指導に係る専門性を有し、教員と連携して運動部活動をささえ、大会引率も可能な部活動指導員について、中体連、高体連、スポーツ団体、総合型クラブ、民間事業者等と連携し、配置を促進する。

キ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、「幼児期運動指針」やこれに基づく指導参考資料を各幼稚園や保護者等に普及し、活用を促すことで、幼児期からの運動習慣づくりを推進する。

ク 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、発達段階に応じて基礎的な動作を獲得できる「アクティブ・チャイルド・プログラム^{*11}」等の運動遊びプログラムの普及及びその指導者に関する情報提供等により、放課後子供教室等での多様な運動を体験する機会の提供や保護者への啓発活動を促進し、小学生の運動経験の充実を図る。

ケ 国は、日本体育協会（日体協）と連携し、総合型クラブ、スポーツ少年団の活動に関する情報を発信して、参加を促進させることにより、複数種目や多様なスポーツの経験を含む地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。

コ 国は、日本スポーツ振興センター（JSC）及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実することにより、重大事故を限りなくゼロにするという認識の下で学校体育活動中における事故防止の取組を推進する。

サ 地方公共団体は、国の支援も活用しつつ、耐震化や芝生化など学校体育施設・設備を整備することにより、学校における子供のスポーツの場を充実する。

シ 国及び国立青少年教育振興機構は、野外活動等に関する指導者の養成や家庭・社会への普及啓発等を通じて、国立青少年教育施設、国立公園、国営公園等におけるハイキング、トレッキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動やスポーツ・レクリエーション活動を促進し、子供のスポーツ習慣や豊かな人間性・社会性を育成する。

③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

【施策目標】

^{*11} 平成22年度に文部科学省が日体協に委託し作成した、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を獲得し、高めるための運動プログラム。

官民連携による分野横断的な新たなアプローチにより、ビジネスパーソン、女性、障害者や、これまでスポーツに関わってこなかった人が気軽にスポーツに親しめるようなスポーツのスタイルを提案し、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目指す。

[現状と課題]

- ・スポーツ実施率（週1回以上）を年代別に見ると、20代が34.5%、30代が32.5%、40代が31.6%と低く、女性の方が低い。（20代：男性40.8%、女性27.8%、30代：男性37.2%、女性27.7%、40代：男性34.2%、女性29.0%）（平成28年度現在）
- ・スポーツ未実施者の割合は32.9%である。（平成28年度現在）
- ・障害者のスポーツ実施率は健常者に比べ低い。（平成27年度現在19.2%）
- ・1年に1回もスポーツをしておらず今後もするつもりのない層が27.2%存在している。（平成28年度現在）

[具体的施策]

- ア 国は、産業界、地方公共団体及び保険者等と連携し、通勤時間や休憩時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりに向けたプロモーション活動の展開や民間事業者の表彰等を通じて、ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりを推進するとともに、民間事業者における「健康経営」を促進し、スポーツ参画人口の拡大を図る。
- イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、民間事業者及びスポーツ団体等による連携・協働体制の整備を促進することにより、女性の幼少期から高齢期を通じ、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。
- ウ 国は、地方公共団体と連携し、特別支援学校や総合型クラブ等において障害者スポーツに取り組みやすい環境を整備するなど、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組を推進する。
- エ 国は、スポーツと健康、食、観光、ファッション、文化芸術及び娯楽などのエンターテインメントとの融合や、ITを活用したスポーツの魅力向上等の民間事業者の取組を支援することにより、スポーツに関心がなかった人の意欲向上を図る。

（2）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

[施策目標]

スポーツに関わる人材の全体像を把握しつつ、アスリートのキャリア形成支援や、指導者、専門スタッフ、審判員、経営人材などスポーツ活動を支える人材の育成を図ることにより、スポーツ参画人口の拡大に向けた環境を整備する。

[現状と課題]

- ・スポーツに関わる多様な人材について、活動実態が十分把握されていない。
- ・アスリートのキャリア形成支援は各団体が個別に行っているが、支援体制や内容が異なり、サポートが十分でない。
- ・現場ではスポーツ指導者の育成課程を経ずにスポーツ指導を行っている者も存在している。
- ・医療、栄養、スポーツ科学、ドーピング検査など専門スタッフが少ない。

- ・審判員の多くはボランティアや兼職で活動しており、審判活動を行う事に対して職場の理解が十分でない。
- ・スポーツボランティアは、活動の希望者（14.5%）に比べ実際の実施率が低い（7.7%）。（平成26年度現在）
- ・スポーツ政策を推進する人材が専門的知識等を習得する機会が少ない。

[具体的施策]

<スポーツに関わる人材の全体像の把握>

ア 国は、指導者、専門スタッフ、審判員、大会等運営スタッフ、サポーター、ボランティア及び団体等の経営人材などスポーツに関わる人材の数や有給、無給等の属性の特徴について調査研究を実施し、全体像を明らかにする。

<アスリートのキャリア形成>

イ 国は、日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）等のスポーツ団体、中学校・高等学校・大学等の教育機関及び経済団体と連携し、アスリート経験者のキャリアに関するデータを蓄積するとともに、アスリートに対する大学での学習支援の充実やセミナーの開催などを通じてアスリート等の人間的成長やデュアルキャリアの取組を促進する。

ウ 国は、地方公共団体、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、指導者やスポーツ団体職員等としての雇用を促進するほか、地域での運動指導に関わる機会の拡大等を通じ、引退したアスリートのキャリア形成を支援する。

エ 国は、JOC及びJPCが提携して行う民間事業者と現役トップアスリートをマッチングする就職支援制度「アスナビ」の利用促進や、学び直し支援のためのセミナーを実施することなどにより、アスリートの民間事業者等での就業を促進する。

<スポーツ指導者の育成>

オ 国及び日体協は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、指導者養成の基準カリキュラムとして国が策定したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム*12」を大学やスポーツ団体等へ普及することにより、指導内容の質を確保するとともに、日体協自ら同カリキュラムを指導者養成講習会等に導入する際、オンラインコンテンツによる講習等を充実する。

カ 国及び日本障がい者スポーツ協会（日障協）は、スポーツ団体、地方公共団体、大学・専修学校及び日体協と連携し、学校の教員・総合型クラブの関係者・行政職員等を対象にした研修の実施や障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる大学・専修学校の拡大等により、障害者スポーツ指導者の養成を拡充する（平成27年度現在2.2万人→目標3万人）。その際、指導者になる障害者の増加や講習機会の充実を図る。

キ 日体協は、国の支援を通じ、運動部活動などの指導者向けに短期間で取得可能な資格を創設したり、スポーツ指導者の育成にかかる体制を整備したりするなど、体系的で効果的なスポーツ指導者育成制度を構築するとともに、原則とし

*12 モデル・コア・カリキュラムは、スポーツ指導者に求められる資質能力（思考・態度・行動・知識・技能）を確実に取得するために必要な内容を「教育目標ガイドライン（講義概要・目的やねらい・到達目標・時間数）」として国が策定したものである。

て、指導現場に立つ全ての指導者が資格を有するよう求めることにより、指導者の質を保証する取組を促進する。

- ク 国及び日体協は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、運動部活動に関わる教員や外部指導員等におけるスポーツ指導者資格の保有者の増加を図り、児童生徒がより適切なスポーツ指導が受けられるようにする。
- ケ 国は、日体協や日レクをはじめ様々な団体のスポーツ指導者に関する資格取得のためのプログラムや資格取得者の活動状況について整理し、有資格者による指導の成果等を発信することにより、指導者の資格取得やステップアップを支援する。
- コ 国は、地方公共団体、日体協（各都道府県協会を含む）及び中央競技団体と連携し、学校、地域、総合型クラブ及び民間スポーツクラブ等におけるスポーツ指導機会を充実し、例えば、それらを掛け持つことによりフルタイムでスポーツ指導に従事できるような、スポーツ指導者が「職」として確立する環境を醸成する。

<専門スタッフ、審判員、スポーツボランティア等>

- サ 国及び日体協は、スポーツ団体及び大学等と連携し、医療・栄養・トレーニング・心理等のスポーツ科学など専門的な知識・技術を有する人材の資質向上を促進し、アスリートの指導現場や総合型クラブ等への配置を充実することにより、アスリート等の健康管理と競技力向上を推進する。
- シ 国は、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）等と連携し、国際的対応ができるドーピング検査員の育成をはじめ、必要な体制を整備することにより、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会等の公平性・公正性の確保を図る。
- ス 国は、民間事業者及び大学等と連携し、競技団体への出向期間を勤続年数に通算することや、二つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関で役割に応じた業務に従事する仕組み^{*13}の活用等、スポーツ指導者が一定期間指導に専念できる配慮を行うよう所属先へ要請することなどにより職場の理解を促進する。
- セ JOCは、国及びJSCの支援も活用し、ナショナルコーチアカデミーの充実、審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の確保などナショナルコーチの資質向上を図るとともに、中央競技団体におけるスタッフの充実により、トップアスリートの強化活動を支える環境を整備する。また、JPCにおいても、同様の取組を行うことについて検討を進める。
- ソ 国は、スポーツ団体と連携し、大会や研修への派遣等を通じて質の高い審判員の養成を推進する。また、審判員の多くが兼職やボランティアで活動している状況を踏まえ、優れた活動を行う審判員の表彰等により所属先の理解を促進するとともに、審判員の所属先とスポーツ団体との意見交換など関係者間の審判活動に対する相互理解の促進を図る。
- タ 国は、2020年東京大会をはじめとするスポーツイベントをスポーツボランティア普及の好機として、スポーツボランティア育成に係る大学の先進事例の形成

*13 クロスアポイントメント制度

平成26年12月26日経済産業省・文部科学省「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」参照
(URL:<http://www.meti.go.jp/press/2014/12/20141226004/20141226004-2.pdf>)

を支援するとともに、スポーツボランティア団体間の連携を促進することにより、日常様々な場面で活躍するスポーツボランティア参画人口の増加を図る。

チ 国は、スポーツ経営人材の育成・活用のための仕組みを構築することにより、スポーツ団体のガバナンスや収益性を向上させる。

＜スポーツ推進委員等＞

ツ 国は、地方公共団体が委嘱するスポーツ推進委員について、総合型クラブや地域のスポーツ団体等との連携・協働を促進することができる優れた人材の選考と研修の充実を支援することにより、地域スポーツの振興をささえる人材の資質向上を図る。

テ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、研修等の海外の最先端のスポーツ政策を学ぶ機会を充実し、我が国のスポーツ施策を推進する人材の資質を向上させる。

② 総合型地域スポーツクラブの質的充実

〔施策目標〕

住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。

このため総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築するとともに、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を整備する。さらに、地域に根ざしたクラブとして定着していくため、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進する。

〔現状と課題〕

- ・平成28年7月現在で、総合型クラブは3,586クラブが、全市区町村の80.8%に育成されており、会員数は全国で約130万人以上である。
- ・自己財源率が50%以下のクラブが43.5%、PDCA（Plan- Do-Check-Action）サイクルが定着していないクラブの割合は62.1%である。（平成27年度現在）
- ・行政と連携して地域の課題解決に取り組んでいる総合型クラブの割合は18.4%（平成27年度現在）。総合型クラブの認知度は31.4%（平成24年度調査*14）である。総合型クラブが地域から求められる役割を果たし地域に定着していくことが課題となっている。
- ・総合型クラブへの支援については、広域スポーツセンターをはじめ様々な公的機関・団体及びクラブ間ネットワーク等が担っているが、役割分担及び連携体制等について十分に整理されてこなかったため、現状の支援体制について全体としてみると必ずしも効率的・効果的なものになっていない。
- ・創設されるクラブ数の減少に伴い、支援の中心が総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援に移行してきている状況も踏まえ、各支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築等を図ることが課題となっている。

*14 （出典）笹川スポーツ財団 スポーツライフ・データ2012

[具体的施策]

- ア 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。
(平成27年度現在0→目標47都道府県)
- イ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図る。
- ウ イを踏まえ、国、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体は、関係団体と連携し、都道府県レベルで中間支援組織^{*15}を整備(平成27年度現在0→目標47都道府県)するとともに、研修会等の開催や先進事例の情報発信等により、PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加(平成27年度現在37.9%→目標70.0%)など総合型クラブの質的充実を推進する。
- エ 国は、日体協及び総合型クラブ全国協議会と連携し、登録・認証等を受けた総合型クラブの広報活動を推進するなど、総合型クラブの認知度向上を図る。
- オ 地方公共団体は、ウにより整備された中間支援組織について、例えば地方スポーツ推進計画に位置付けを示すなど、中間支援組織の取組を支援し、総合型クラブの質的充実等を促進する。
- カ 国は、JSC及び日体協と連携し、中間支援組織が主体となり総合型クラブの自立的な運営を促進する事業や地方公共団体が主体となり総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組(平成27年度現在18.4%→目標25%程度)を推進する事業を支援することを通じて、総合型クラブの質的な充実を促進する。
- キ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度及び中間支援組織の整備状況などを定期的に把握するとともに、市町村が主体となり総合型クラブの育成を促進する取組を支援することにより、総合型クラブの自立的運営を促進する。

③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保

[施策目標]

既存施設の有効活用や、オープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出を含め、ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保を目指す。そのため、地域住民がスポーツに利用可能な施設の実態を的確に把握し、スポーツ施設に関する計画の策定を進める。

[現状と課題]

- ・スポーツ施設やスポーツができる場の実態把握が十分でない。
- ・人口減少、財政難等によりスポーツ施設数の減少が見込まれる。
- ・スポーツ施設の中には、老朽化が進んだものや耐震診断未実施のものも多く、今

^{*15} 中間支援組織とは、都道府県体育協会等が主体となり、都道府県のクラブ間ネットワークと連携・協働して総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う組織。当該組織において、総合型クラブの継続的な運営に向けて、クラブアドバイザーを配置し、総合型クラブに指導・助言するとともに、弁護士や税理士、中小企業診断士等の専門家による相談窓口を設置することなどを想定している。

後利用できなくなる施設も想定される。

[具体的施策]

- ア 国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握するとともに、「スポーツ施設のストックの適正化に関するガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況を毎年把握し、先進事例の情報提供等により地方公共団体が行う施設計画の策定を促進する。
- イ 国は、我が国のスポーツ施設の60%強を占める学校体育施設について、社会体育施設への転用や、担い手や利用料金設定等の開放事業の運用の在り方に関する手引の策定を行い、既存施設の有効活用を促進する。
- ウ 国は、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて、関連する基準や先進事例の情報提供等により、障害者や高齢者等のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進する。
- エ 地方公共団体は、国の上記ガイドラインや情報提供等に基づき、施設の長寿命化、有効活用及び集約化・複合化等を推進しスポーツ施設のストックの適正化を図る。また、性別、年齢及び障害の有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上やITの活用等により、利用者数の増加、維持管理コストの低減及び収益改善等を推進する。
- オ 地方公共団体は、国による先進事例の情報提供や技術的支援等を踏まえ、スポーツ施設の新築、運営方法の見直しにあたり、コンセッションをはじめとしたPPP/PFI*¹⁶等の民間活力により、柔軟な管理運営や、スポーツ施設の魅力や収益力の向上による持続的なスポーツ環境の確保を図る。
- カ 国は、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会など各種競技大会等を開催するための施設の基本的な方向性を示し、これに基づき中央競技団体等が大会後も含めた施設利用や地方公共団体の負担等に十分配慮した基準等を策定することにより、地方公共団体等による効率的・効果的な施設整備を促進する。
- キ 国は、スポーツ施設の整備の促進と併せて、地方公共団体、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、体操やキャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペースなどの有効活用を推進し、施設以外にもスポーツができる場を地域に広く創出する。
- ク 国は、日本体育施設協会等と連携し、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理に関する人材の育成により、スポーツ施設の安全の確保を推進する。

④ 大学スポーツの振興

[施策目標]

*¹⁶ 内閣府によると、以下の通り定義されている。

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative) とは、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

コンセッションとは、利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式。

我が国の大学が持つスポーツ資源を人材輩出、経済活性化、地域貢献等に十分活用するとともに、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を目指す。

[現状と課題]

- ・大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動等の側面があり、全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながる。
- ・大学のスポーツ資源（学生、指導者、研究者、施設等）の活用は、国民の健康増進や障害者スポーツの振興に資するとともに、経済・地域の活性化の起爆剤となり得る。また、「みる」スポーツとしても潜在力がある。
- ・指導者やボランティアの育成、アスリートのキャリア形成支援など、大学は質の高いスポーツ人材の育成に重要な役割を担っている。
- ・より多くの学生がスポーツに取り組む環境を整備することが必要である。
- ・一方、各大学においてスポーツの振興に係る体制が不十分な場合が多く、また、大学スポーツ全体を統括し、その発展を戦略的に検討する組織がない。

[具体的施策]

- ア 国は、大学関係団体と連携し、大学スポーツの重要性について大学トップ層を始め、広く大学関係者全体の理解を促進することにより、大学スポーツ振興の機運を醸成する。また、大学は、国の当該取組を受けて、教職員、学生及び卒業生等の理解を醸成するとともに、大学の規模やミッションに応じて大学における体育活動やスポーツに係る研究を充実する。
- イ 国は、大学におけるスポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する部局の設置や人材の配置を支援することにより、大学スポーツやそれらを通じた大学全体の振興を図るための体制整備を促進する。（大学スポーツアドミニストレーターを配する大学：目標100大学）
- ウ 国は、①学生アスリートのキャリア形成支援・学修支援、②大学スポーツを通じた地域貢献、③障害者スポーツを含めたスポーツ教育・研究の推進、④スポーツボランティアの育成、⑤大学スポーツの振興のための資金調達力の向上等の大学スポーツの振興に係る先進事例を支援することなどにより、大学の積極的な取組を推進する。
- エ 国は、大学及び学生競技連盟等を中心とした大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA）の創設を支援することにより、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を図る。

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

[施策目標]

障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々が、スポーツを通じて社会参画することができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり(心のバリアフリー)、共生社会が実現されることを目指す。

このため、障害者が健常者と同様にスポーツに親しめる環境を整備することにより、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度(若年層(7~19歳)は50%程度)とすることを目指す。

[現状と課題]

- ・障害者(成人)の週1回以上のスポーツ実施率は19.2%(若年層(7~19歳)は31.5%)である。(平成27年度現在)
- ・地方公共団体において、障害者スポーツの推進体制は十分でない。
- ・障害者が専用又は優先的に使用できるスポーツ施設は114カ所にとどまり(平成24年度現在)、中には車椅子での施設利用等を拒否されるケースもある。
- ・障害者がスポーツを行うには周囲のサポートが不可欠であるが、障害者スポーツ指導者やボランティアの数は十分でない。
- ・特別支援学校では運動部活動への参加の機会が限られていたり、小中高等学校に在籍している障害児の体育の授業が見学にとどまることもあるなど、学校における障害児のスポーツ環境は十分でない。
- ・障害者の社会復帰・社会参画のためには身体能力の向上が不可欠であるが、中途障害者がスポーツに出会う場やスポーツを親しむ場は十分でない。
- ・障害者スポーツ団体は、事務局体制や運営資金等活動の基盤が極めて脆弱である。

[具体的施策]

- ア 国は、障害者スポーツの推進体制を構築するための実践研究の成果等を活用し、地方公共団体において、障害者スポーツの所管をスポーツ担当部局に一元化することを含め、スポーツ関係部局・団体等と障害福祉部局・団体との連携・協働体制の構築を促進することにより、障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備を推進する。
- イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、学校、スポーツ団体、医療機関及び障害者福祉団体等による連携・協働体制を整備することにより、障害者の幼少期から高齢期を通じニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。
- ウ 日レク及び日障協は、国の先進事例の情報提供等により、障害者と健常者が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発やイベントを推進する。
- エ 国は、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて、関連する基準や先進事例の情報提供等により、障害者のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進する。(P15より再掲)
- オ 国及び地方公共団体は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨について周知し、障害者のスポーツ施設の利用実態や合理的配慮の取組

事例を把握するとともに、施設管理者に対し障害者スポーツへの理解を啓発し、障害者の不当な差別的取扱の防止や合理的配慮の取組を要請することにより、スポーツ施設における障害者の利用を促進する。

- カ 国は、地方公共団体等と連携し、全ての特別支援学校が、在校生・卒業生・地域住民がスポーツに親しめる地域の障害者スポーツの拠点となることを支援することにより、身近な地域で障害者がスポーツに親しむ環境を整備する。
- キ 国は、地方公共団体等と連携し、総合型クラブが障害者スポーツを導入するためのガイドブックを普及すること等により、総合型クラブへの障害者の参加を促進（平成27年度現在40%→目標50%）し、健常者と障害者がともにスポーツに参画する環境を整備する。
- ク 国及び日障協は、スポーツ団体、地方公共団体、大学・専修学校及び日体協と連携し、学校の教員・総合型クラブの関係者・行政職員等を対象にした研修の実施や障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる大学・専修学校の拡大等により、障害者スポーツ指導者の養成を拡充する（平成27年度現在2.2万人→目標3万人）。その際、指導者になる障害者の増加や講習機会の充実を図る。（P11より再掲）
- ケ 指導者の養成側と指導を必要とする側のマッチングや、特別支援学校の体育や運動部活動等での外部指導者の活用等により、障害者スポーツ指導者の活用を推進する。（「活動する場がない」障害者スポーツ指導者の割合を半減させる。（平成27年度現在13.7%→目標7%））
- コ 国は、大学、スポーツ団体及び障害者福祉団体等が進める障害者スポーツのボランティア育成の先進事例を支援することにより、ガイドランナーなど障害者スポーツのボランティアの増加を推進するとともに、障害者自身のボランティアへの参画を促進する。
- サ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、障害者スポーツの体験会等を支援することなどを通じ、障害者スポーツに対する理解を促進する。（障害者スポーツの直接観戦経験者平成27年度現在4.7%→目標20%）
- シ 国は、地方公共団体及び大学と連携し、全ての学校種の教員に対する障害者スポーツへの理解を促進するための研修等を推進するとともに、国及び地方公共団体は、特別支援学校等に障害者スポーツ用具等の設備を整備することにより、学校における障害児のスポーツ環境を充実させる。
- ス 国は、地方公共団体と連携し、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催することにより、2020年東京大会のレガシーとして地域の共生社会の拠点づくりを推進する。これを踏まえ、スポーツ団体は、障害のある子供たちの全国的なスポーツイベントの開催を推進することにより、障害のある子供のスポーツ活動とその成果を披露する場を充実させる。
- セ 国は、地方公共団体、スポーツ団体及び障害者福祉団体と連携し、スポーツに参加していない障害者の状況やニーズの把握、各地域における障害者スポーツ用具等の整備、地域の障害者福祉施設等を活用した福祉サービスにおける障害者がスポーツに触れる機会の提供や中途障害者がスポーツに出会い親しむ機会の提供等の取組を推進する。
- ソ 国及び日障協は、事務局機能強化のための研修会の実施等により、障害者スポーツ団体の組織体制の整備を支援する。

- タ 国は、支援を求める障害者スポーツ団体と支援の意向を持つ民間事業者とのマッチング等により、障害者スポーツ団体の財政基盤の強化を促進する。
- チ 国は、「地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議報告書」を普及し、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者等による、①障害児のスポーツ活動の推進、②障害者のスポーツ活動の推進、③障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進、④障害者スポーツに対する理解促進、⑤障害者スポーツの推進体制の整備等の取組を推進する。

② スポーツを通じた健康増進

【施策目標】

健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」及びスポーツの習慣化や健康増進を推進する「ガイドライン」の策定・普及を図るとともに、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁と連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。

【現状と課題】

- ・国民医療費が年間約40兆円に達している中、様々なスポーツによる医療費抑制の取組や研究成果が存在している。例えば、運動プログラム開始3年後のスポーツ実施者と非実施者の年間医療費を比較し、年間で一人当たり10万円の医療費抑制効果があるとの調査結果^{*17}もある。
- ・各地におけるスポーツ中の死亡事故はしばしば報告されており、不適切な環境や体調不良時における無理なスポーツ実施はスポーツ障害や致命的な事故につながる危険があるが、その実態を全国的に把握できていない。
- ・スポーツにより健康増進の効果を獲得及び維持するには、スポーツの習慣化が課題であり、関係省庁と連携しながらさらに推進する必要がある。
- ・被災地における長期の仮設住宅等での生活で、子供や高齢者を中心に運動不足、精神的ストレスの蓄積等による健康障害が発生している。

【具体的施策】

- ア 国は、スポーツによる健康寿命延伸の効果について、エビデンスを収集・整理・情報発信し、社会全体に普及する。
- イ 国は、スポーツ医・科学の知見に基づき、国民が生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命を延伸するために効果的な「スポーツプログラム」を策定し、地方公共団体、総合型クラブ及び日レク等のスポーツ団体等に普及・啓発することにより、スポーツを通じた健康増進を推進する。（P7より再掲）
- ウ 国は、地方公共団体、JSC、スポーツ安全協会、日体協及び医療機関等と連携し、種目別や世代別のスポーツ障害、外傷、事故等の情報収集・分析を行うとともに、安全確保に向けた方策をとりまとめ、普及・啓発することにより、安全にスポーツを行うことができる取組を促進する。

^{*17} 新潟県見附市における健康情報管理システムを活用したプログラムの実証実験の結果。その他、東北大学大学院辻一郎教授の研究において運動不足による過剰医療費の割合が7.7%におよぶとの調査結果、三重県いなべ市における運動体験プログラムへの参加者（588人）の国民健康保険の年間医療費削減額が約4,600万円におよんだとの調査結果などが出ている。

- エ 国は、「ガイドライン」の策定や先進事例の収集・発信等により、地方公共団体が、民間事業者及び関係団体等との連携・協働体制や人材の育成等を通じた多くの住民に情報伝達をすることができる仕組みを整備することを促進し、スポーツの習慣化や健康増進を推進する。（P7より再掲）
- オ 国は、スポーツ関係団体等と連携し、被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援等に関する情報共有や、被災後に必要とされる運動支援に関する研修を充実することにより、スポーツを通じた被災者支援を促進する。

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

【施策目標】

女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する。

【現状と課題】

- ・中学生の女子の21.7%が、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」であり、運動習慣の二極化が見られる。（平成28年度現在）
- ・20代～40代の女性のスポーツ実施率が特に低い。（週1回以上28.2%）（平成28年度現在）
- ・スポーツ指導者は女性の割合が低い。（平成28年度現在27.5%）
- ・スポーツ団体における女性役員の割合が低い。（平成27年度現在9.4%）

【具体的施策】

- ア 国は、地方公共団体、学校及びスポーツ団体等と連携し、女性スポーツに関する調査研究を行い、女子児童のスポーツへの積極的な参加や女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題を整理するとともに、これまでトップアスリートを対象に蓄積してきた研究や支援の成果も活用しつつ、女性がスポーツに参画しやすい環境を整備する。
- イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、民間事業者及びスポーツ団体等による連携・協働体制の整備を促進することにより、女性の幼少期から高齢期を通じ、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。（P10より再掲）
- ウ 国は、更衣や授乳のスペースを確保するなど女性のスポーツ施設の利用に関する情報提供を行うことにより、女性のスポーツ施設の利用しやすさの向上を促進する。
- エ 地方公共団体は、国のガイドラインや情報提供等に基づき、スポーツ施設のストックの適正化を図るため、施設の長寿命化、有効活用及び集約化・複合化等を推進する。また、性別、年齢及び障害の有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上やITの活用等により、利用者数の増加、維持管理コストの低減及び収益改善等を推進する。（P15より再掲）
- オ 国及び日体協は、スポーツ団体と連携して、指導者講習や研修において、あらゆるハラスメントの防止や女性特有の課題に取り組むとともに、女性の指導者資格取得を促す方策を実施することにより女性指導者の増加を図る。
- カ 国は、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）における「社会

のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を踏まえ、スポーツ団体における女性の役員登用や女性部会の設置の効果の紹介等を通じてスポーツ団体における女性登用の促進を図るとともに、スポーツ団体に対し女性登用等の取組状況について発信するよう要請する。

キ 国は、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、戦略的な強化プログラムやエリートコーチの育成プログラム等を実施し、得られた知見を中央競技団体等に展開することにより、女性トップアスリートの競技力向上を支援する。

ク 国は、スポーツ団体等と連携し、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）等を通じて先進事例を各国と共有するなどにより、国際的な女性のスポーツ参加を促進する。

（2）スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

〔施策目標〕

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模5.5兆円*¹⁸を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。

〔現状と課題〕

- ・スポーツ市場規模は平成14年当時の7兆円から平成24年時点では5.5兆円となっており、減少傾向にある。
- ・プロスポーツリーグの市場規模は欧米と比較して極めて小さく、とりわけ、国内の主要なプロスポーツリーグである野球、サッカーにおいては、世界のトップリーグと比べて、20年前はその差は小さかったものの、現在ではそれぞれ約3倍、約5倍といった差が生じている。
- ・近年、政府の成長戦略におけるスポーツの成長産業化の位置付けや、各種大規模国際大会の開催を背景に、スポーツを有望産業と捉え、プロスポーツリーグの活性化、スタジアム・アリーナへの投資、健康・体力づくり志向の産業拡大などに向けた関心が高まっている。
- ・多くのスポーツ団体においては、特に経営・マネジメント人材や活動資金等の組織基盤が確立されているとはいいがたく、組織の持続的な成長・拡大に向けて収入を確保できる事業が十分に展開できていない。

〔具体的施策〕

ア 国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備に関して検討すべき項目を示すガイドラインを策定し、地方公共団体及び民間事業者に対する専門的知見・国内外の先進事例情報等の提供や、地域における関係者

*¹⁸ 日本政策投資銀行「2020年を契機とした国内スポーツ産業の発展可能性および企業によるスポーツ支援」（平成27年5月発表）によれば、国内のスポーツ産業の規模は、小売分野で約1.7兆円、スポーツ施設業の分野で約2.1兆円、興業・放送等の分野（旅行、放送・新聞、書籍・雑誌、ゲーム・ビデオ、賃貸等）で約1.7兆円である。

間での協議の促進を通じて、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤としてのスタジアム・アリーナづくりを推進する。

- イ 国は、プロスポーツを含めた各種スポーツ団体と連携した新たなビジネスモデルの開発の支援を通じ、地方公共団体及び民間事業者等によるスタジアム・アリーナ改革を通じたまちづくりや地域スポーツ振興のための取組を促進する。
- ウ 国は、スポーツ経営人材の育成に向けたカリキュラム作成支援や、個人とスポーツ団体とのマッチングによる人材活用等を促進することにより、スポーツ団体のガバナンスや収益性を向上させる。（P13より再掲）
- エ 国は、スポーツ団体における中長期の経営ビジョン・事業計画の策定やITシステムの利活用、スポーツ団体が実施する各種スポーツ大会へのビジネス手法の導入による新たな収益事業の創出等への支援などを通じて、スポーツ団体の組織基盤の強化を促進する。
- オ 国は、スポーツ市場の動向調査等を行い、結果を広く共有することにより、地域のプロスポーツをはじめとする各種スポーツ団体等と地方公共団体や民間事業者等の連携による新たなスポーツビジネスの創出・拡大や、IT等を活用した新たなメディアビジネスの創出を促進する。
- カ 国は、スポーツ市場規模の算定手法を構築することにより、スポーツ市場の分析を的確に実施するとともに、関係省庁・スポーツ団体・民間事業者等との継続的な議論の場を設け、先進事例となる新たな取組の共有やニーズ・課題の抽出等を行い、民間事業者と国及び地方公共団体との連携を促進する。
- キ 国は、これらの取組を活用して、民間事業者のスポーツビジネスの拡大や雇用の創出に向けた取組はもとより、企業スポーツの活性化など企業におけるスポーツ参画の取組の拡大、スポーツの場の充実及びスポーツ実施率の向上に資する取組等を推進し、民間事業者及びスポーツ団体等の収益がスポーツ環境の充実やスポーツ人口の拡大に再投資される好循環を実現する

② スポーツを通じた地域活性化

〔施策目標〕

スポーツツーリズムの活性化とスポーツによるまちづくり・地域活性化の推進主体である地域スポーツコミッションの設立を促進し、スポーツ目的の訪日外国人旅行者数を250万人程度（平成27年度現在約138万人^{*19}）、スポーツツーリズム関連消費額を3,800億円程度（平成27年度現在約2,204億円^{*20}）、地域スポーツコミッションの設置数を170（平成29年1月現在56）に拡大することを目指す。

〔現状と課題〕

- ・各地で国内外からの観光客誘致が図られており、スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れたり、野外活動等を含め地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しんだりするスポーツツーリズムの拡大が必要である。

^{*19} 日本政府観光局公表の訪日外国人旅行者数に、「訪日外国人消費動向調査」（観光庁）における「今回の日本滞在中にしたこと（複数回答）」のうち「ゴルフ」、「スキー・スノーボード」、「スポーツ観戦（相撲・サッカーなど）」の選択率を乗じて算出。

^{*20} 「旅行・観光動向調査」（観光庁）における旅行消費額のうち、観光・レクリエーション目的の旅行における「スポーツ施設」、「スキー場リフト代」、「スポーツ観戦・芸術鑑賞」に係る消費額を合計して算出。

- ・地方公共団体とスポーツ団体、観光産業等の民間事業者が一体となった組織である「地域スポーツコミッション」は、スポーツツーリズムの推進、持続性のあるスポーツイベントの開催や大会・合宿の誘致等により、交流人口の拡大と地域コミュニティの形成・強化を目指す活動を行っているが、まだ設置されていない地域も多い。
- ・地域における様々なスポーツ関連組織の中には、補助金等に依存しない経営的に自立した事業体が生まれてきている。

[具体的施策]

- ア 国は、観光・運輸・流通・スポーツ用品・アパレル・健康産業等、スポーツツーリズムに関連する民間事業者と連携したプロモーションを行い、地域のスポーツツーリズムの資源開発や、関連商品の開発等の意欲を高めることによりスポーツツーリズムの需要喚起・定着を推進する。
- イ 地方公共団体は、国のスポーツツーリズムに係る消費者動向の調査・分析やスポーツコミッションの優良な活動事例の情報提供等を活用し、地域スポーツコミッションの設立支援や、海・山・川など地域独自の自然や環境等の資源とスポーツを融合したスポーツツーリズムの資源開発等の取組を持続的に推進する。また、ユニバーサルデザインの観点も取り入れたスポーツツーリズムの取組も推進する。
- ウ 国（スポーツ庁、文化庁、観光庁）は、スポーツと文化芸術を融合させて観光地域の魅力を向上させるツーリズムを表彰・奨励し、優良な取組をモデルケースとして広めていくことで、外国人旅行者の関心も高いスポーツ体験機会の創出に向けた全国の取組を促進する。
- エ 地方公共団体は、総合型クラブ及び地域スポーツコミッション等と連携し、国による先進事例の調査・分析と普及を通じて、住民の地域スポーツイベントへの参加・運営・支援や地元スポーツチームの観戦・応援などにより、スポーツによる地域一体感の醸成と非常時にも支え合える地域コミュニティの維持・再生を促進する。
- オ 国は、国内外の「経営的に自立したスポーツ関連組織」について、収益モデルや経営形態、発展経緯等を調査研究し、その成果を普及啓発することで、都道府県・市区町村の体育協会、総合型クラブ及び地域スポーツコミッション等においてプロスポーツや企業との連携等による収益事業の拡大を図り、スポーツによる地域活性化を持続的に実現できる体制を構築する。
- カ 国は、日本人のオリンピック・パラリンピアン・日本代表チームの選手や大会参加国の選手等と住民が交流を行う地方公共団体を「ホストタウン」等として支援することにより、ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京大会に向けた各国との人的・経済的・文化的な相互交流を全国各地に拡大する。

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

[施策目標]

国際社会においてスポーツの力により「多様性を尊重する社会」「持続可能で逆境に強い社会」「クリーンでフェアな社会」を実現するため、国際的な政策・ルールづくりに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開する。

ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を歴史に残るものとして成功させ、その後のレガシーとしてスポーツ文化を継承す

[現状と課題]

- ・国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技団体等の国際機関における日本人役員は25人（平成28年11月現在）で先進諸国に比べ少なく、また、国際的な情報収集能力及び戦略的な情報発信能力が不足している。
- ・スポーツを通じた国際交流・協力に関して、国内関係機関の連携が十分でなく、スポーツ団体の国際業務体制も十分に整っているとは言えない。また、スポーツに関する国際的な動向と国内の施策の連携が十分でない。

[具体的施策]

- ア 国は、JSC、JOC、JPC及び中央競技団体と連携し、国際人材の発掘・育成、ロビー活動支援及び職員派遣・採用の増加等を通じて、国際スポーツ界の意思決定に積極的に参画する。（国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技団体等の国際機関における日本人役員数平成28年11月現在25人→目標35人）
- イ 国は、国際競技大会や国際会議等のスポーツMICE^{*21}の積極的な招致、開催を支援することにより、国際的地位の向上及び地域スポーツ・経済の活性化を推進する。
- ウ 国は、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）のスポーツ会合等への積極的な参画や、アジアを中心とした政府間会合を積極的に開催することを通じて国際的なスポーツ政策づくりに貢献するとともに、二国間協定・覚書を戦略的に締結することにより、計画的な対外アプローチを推進する。
- エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係機関と連携し、SFT等により、計画的・戦略的な二国間交流や多国間交流・協力を促進する。（目標：SFTによりスポーツの価値を100か国以上1,000万人以上に広げる。）
- オ 国は、国際連合の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の提言等の国際動向も踏まえ、スポーツによる国際交流・協力をSFTが終了する2020年以降も継続できる仕組みを構築することにより、スポーツの価値の持続的な共有を推進する。
- カ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、諸外国におけるスポーツに関する情報を戦略的に収集・分析・共有するとともに、スポーツ団体等における国際業務の体制の強化及び国内の関係機関との効果的な連携体制の構築を実現する。
- キ 国は、ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京大会について、政府の基本方針に基づき、開催都市、ラグビーワールドカップ2019組織委員会及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による円滑な開催を支援することにより、両大会の成功に貢献する。

^{*21} MICEとは、観光庁の定義によると、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称である。

- ク 両大会後に開催され、30歳以上なら誰でも参加できる国際競技大会であるワールドマスターズゲームズ2021関西など大規模な国際競技大会*22の円滑な開催に向けて関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会等と協力する。
- ケ 国は、新国立競技場について、関係閣僚会議において決定した整備計画に基づきJSCの整備プロセスを点検し、2020年東京大会のメインスタジアムとして着実に完成させるとともに、同大会後の運営の在り方や手法を検討し、スポーツ事業を主とした利用率の向上や維持管理費の抑制を図る。
- コ 国は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都、JOC及びJPCと連携を図りつつ、スポーツやオリンピック、パラリンピックの意義を普及啓発するオリンピック・パラリンピック教育等によりオリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進し、スポーツの価値を全国各地に拡大する。併せて、スポーツに関する多様な資料を保有する社会教育団体、スポーツ団体及び大学等は相互に連携し、資料のアーカイブ化やネットワーク化を推進し、当該資料の利活用を促進する。

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

【施策目標】

各中央競技団体が行う中長期の強化戦略に基づいた自律的かつ効果的な競技力強化を支援するシステムを構築するとともに、そのシステムの不断の改善を図る。これにより、シニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう支援する。

【現状と課題】

- ・我が国は、安定的にメダルを獲得できる競技が固定的かつ少数に留まっている。
- ・中央競技団体においては、少なくとも2大会先のオリンピック・パラリンピックにおける成果を見通した中長期の強化戦略を策定し、自律的かつ効果的な選手強

*22 第2期計画期間中に我が国で開催が予定されている大規模な国際競技大会としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

平成30年：女子バレーボール世界選手権2018（開催地未定）、第16回世界女子ソフトボール選手権大会（千葉県）

平成31年：2019年女子ハンドボール世界選手権大会（熊本県内）、世界柔道選手権大会（東京都）、ラグビーワールドカップ2019（全国12都市）、2019世界フィギュアスケート選手権大会（埼玉県さいたま市）

平成32年：2020年東京大会（東京都、関係自治体）

平成33年：ワールドマスターズゲームズ2021関西（関西圏）、世界水泳選手権大会（福岡県福岡市）

化を進めることが必要である。

[具体的施策]

- ア 中央競技団体は、中長期の強化戦略を日常的・継続的に更新しつつ実践し、自律的かつ計画的に競技力を強化するとともに、JSC並びに各中央競技団体を加盟団体とするJOC及びJPCは、相互に連携し中央競技団体と十分なコミュニケーションを図った上で、中央競技団体の強化戦略におけるPDCAサイクルの各段階で多面的に支援する。
- イ 国は、JSC、JOC及びJPCが相互に連携して得た知見を、ターゲットスポーツの指定に活用する。また、この知見は各種事業の資金配分に関する中央競技団体の評価に活用するものとする。
- ウ 国は、スポーツに関わる人材の育成や活躍についての様々な施策との連携も意識しつつ、競技力強化に関して卓越した知見やノウハウを有し、強化活動全体を統括するナショナルコーチや強化活動を専門的な分野からサポートするスタッフの配置などを通じて、中央競技団体が行う日常的・継続的な強化活動を支援する。
- エ JOCは、国及びJSCの支援も活用し、ナショナルコーチアカデミーの充実、審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の確保などナショナルコーチの資質向上を図るとともに、中央競技団体におけるスタッフの充実により、トップアスリートの強化活動を支える環境を整備する。また、JPCにおいても、同様の取組を行うことについて検討を進める。(P12より再掲)
- オ 国は、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、戦略的な強化プログラムやエリートコーチの育成プログラム等を実施し、得られた知見を中央競技団体等に展開することにより、女性トップアスリートの競技力向上を支援する。(P21より再掲)
- カ 国は、JSC、JOC、JPC、日体協、中央競技団体及び海外のコーチ育成関係機関等と連携し、競技ルールの策定や国際的なコーチ講習会等で講師を担うことができる人材及び世界トップレベルのコーチの育成を、必要な体制整備やプログラムの開発・実施を通じて、支援する。
- キ JSCは、国の競技力向上に関する施策と相まって、JOC及びJPCの意見も踏まえつつ、スポーツ振興基金を活用したアスリートに対する助成を行うこと等により、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を支える環境を整備する。

② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

[施策目標]

多様な主体の参画の下、新たな手法の活用も進めつつ、地域に存在している将来有望なアスリートの発掘・育成を行うとともに、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース（パスウェイ）に導くことで、オリンピック・パラリンピック等において活躍が期待されるアスリートを輩出する。

[現状と課題]

- ・我が国では、アスリートの適性や競技特性を考慮した将来有望なアスリートの発

掘・育成に関する手法が確立しているとは言いがたい状況にある。

- ・特にパラリンピック競技については、スポーツ団体との連携などの仕組みの確立が急務となっている。

[具体的施策]

- ア 国は、JSC、地方公共団体、JOC、JPC、日体協（各都道府県協会を含む）、日障協（各都道府県協会を含む）、中体連、高体連、日本高等学校野球連盟、中央競技団体、医療機関及び特別支援学校を含む諸学校等と連携し、地域ネットワークを活用したアスリートの発掘により、全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムを構築するとともに、既に一定の競技経験を有するアスリートの意欲や適性を踏まえた種目転向を支援する。その際、障害者アスリートの発掘・育成にあたっては、障害に応じたクラス分けにも十分配慮する。
- イ 国は、JSC、JOC、JPC及び中央競技団体と連携し、将来メダルの獲得可能性のある競技や有望アスリートをターゲットとして、スポーツ医・科学、情報等の活用や海外派遣などを通じて、集中的な育成・強化に対する支援を実施する。
- ウ 国、日体協及び開催地の都道府県は、国内トップレベルの総合競技大会である国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進することなどにより、アスリートの発掘・育成を含む国際競技力の向上に一層資する大会づくりを推進する。

③ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実

[施策目標]

ハイパフォーマンスに関する情報収集、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制として、ナショナルトレーニングセンター（NTC）や国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能を構築する。

こうした体制も活用し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援の充実を図る。

[現状と課題]

- ・トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などによる多面的で高度な支援は国際的にますます充実する傾向にある。
- ・そうした国際的な状況の中で、中央競技団体の強化戦略を支援するためには、「ハイパフォーマンスセンター」の機能を強化し、中長期的観点から競技力強化を支援する基盤整備を進める必要がある。

[具体的施策]

- ア JSCは、国の財源措置も活用しつつ、諸外国のメダル戦略や選手の情報等を収集分析する体制、競技用具の機能向上や技術開発等を行う体制及びアスリートの各種データを一元管理するシステムを整備するなど、「ハイパフォーマンスセンター」の機能を強化することにより、中長期的観点から国際競技力の強化を支える基盤を整備する。
- イ 国及びJSCは、強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用し

たトップアスリートへの支援、大規模な国際競技大会におけるトップアスリートやコーチ等の競技直前の準備に必要な機能の提供により、トップアスリートに対して多方面から専門的かつ高度な支援を実施する。

- ウ JSCは、国の財源措置も活用しつつ、JOC、JPC及び中央競技団体と協働して、国の他の機関や地域スポーツ科学センター、大学等との連携を強化することにより、スポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートの強化の支援について充実を図る。

④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

【施策目標】

「ハイパフォーマンスセンター」や競技別の強化拠点をはじめとして、トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実を進める。これにより、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行える体制を確立する。

【現状と課題】

- ・ NTCは、これまでオリンピック競技及びパラリンピック競技の共同利用化を推進してきた。また、東京都北区西が丘のNTC（NTC中核拠点）では対応が困難な競技はそれぞれの競技の特性を踏まえつつ競技別の拠点の設置を進めてきた。
- ・ 今後、2020年東京大会に向けNTCの利用者数増が予想される中、NTCの狭隘化が強化活動に支障を及ぼさないようにする必要がある。

【具体的施策】

- ア 国は、NTC中核拠点の拡充棟を2020年東京大会開催の約1年前までに整備することにより、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現し、2020年東京大会等に向け、競技力強化を支援する。
- イ 国は、中央競技団体によるNTC競技別強化拠点の活用を推進することにより、2020年東京大会等に向け、競技力強化を支援する。その際、NTC中核拠点のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系の競技等については、従来の拠点設置の考え方にとどまることなく、海外における活動の在り方を含め、あらゆる可能性の中で検討を進める。

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティ*²³を高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

*²³ スポーツにおけるインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）とは、必ずしも明確に定義されているとはいえないが、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念である。

① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進

[施策目標]

スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る。

[現状と課題]

- ・近年、アスリート等による違法賭博や違法薬物、スポーツ団体での不正経理、スポーツ指導者による暴力、ファン等による人種差別や暴力行為等の問題が生じている。
- ・これまで、教育・研修の実施、コンプライアンス等に関する規程整備、相談窓口の設置等が進められてきた。
- ・しかしながら、都道府県や市町村レベルの組織も含め、各スポーツ団体におけるノウハウや体制は十分に整備されているとは言い難く、スポーツ・インテグリティの取組に対するモニタリングや評価の仕組みは十分でない。
- ・スポーツ仲裁の自動応諾条項の採択状況は日体協・JOC・日障協及びその加盟・準加盟団体全体で44.6%である。（平成28年10月現在）

[具体的施策]

- ア 国は、スポーツ団体と連携し、フェアプレーの精神や、スポーツ団体及びアスリート等が注意すべき事項等に関するガイドブックを作成するなどにより、全てのアスリート、指導者、審判員及びスタッフが能動的かつ双方向に取り組むことのできる教育研修プログラムを普及し、スポーツ・インテグリティの基盤を整備する。
- イ 国は、スポーツ団体と連携し、スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向を把握し、その意思決定に参画するとともに、国内の関係機関・団体に情報提供することにより、国内のスポーツ・インテグリティの質を向上させる。
- ウ 国及び日体協は、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等を行わず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成するため、指導者が備えるべき資質の基準カリキュラムとして国が策定したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を日体協指導者養成講習会へ導入するほか、大学等へ普及する。（P11より再掲）
- エ 国は、JSC、JOC、日体協及び日障協と連携し、スポーツ団体の組織運営に係る評価指標を策定するとともに、必要な体制を整備して継続的にモニタリング・評価し、支援が必要な団体に対し必要な助言等を行うことを通じて、スポーツ・インテグリティに一体的に取り組む体制を強化する。
- オ 国は、スポーツ団体と連携し、スポーツ・インテグリティに関する優れた取組の情報提供により、スポーツ団体の取組の活性化を促進する。
- カ 国は、スポーツ団体における不適切な事案が発生した場合の対応手順等の整備や組織運営の基盤である人材や財務等の強化に関する支援を通じ、関係法規を遵守した透明性の高い健全なスポーツ団体の組織運営を促進する。
- キ 国は、プロスポーツ団体がスポーツ・インテグリティに組織をあげて取り組ん

でいることを踏まえ、コンプライアンスセミナーなどの情報提供や必要な助言を行う。

- ク 国は、スポーツ団体やアスリート等に対するスポーツ仲裁・調停制度の理解増進及びスポーツに係る紛争に関する専門人材の育成を推進することで、全てのスポーツ団体において、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されることを目指し、スポーツ仲裁制度の活用によるスポーツに関する紛争の迅速・円滑な解決を促進する。

② ドーピング防止活動の推進

〔施策目標〕

フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。

〔現状と課題〕

- ・我が国におけるドーピング防止規則違反確定率は国際的にみて低く、世界ドーピング防止機構（WADA）の規程等を遵守した活動を着実に実施している。
- ・我が国はWADA創設以来の常任理事国として国際的なドーピング防止活動に貢献し、特にアジア地域においてリーダーシップを発揮している。
- ・大規模国際競技大会において国際的な対応ができる人材が不足しており、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会に向けて、ドーピング検査員をはじめとする人材育成が急務である。
- ・毎年数件のドーピング防止規則違反が発生していることから、アスリートやサポートスタッフはもとより、医師・薬剤師等を含めた幅広い層に対する教育・研修活動の更なる充実が課題である。
- ・巧妙化するドーピング技術を見極めるため、新たな検査技術の開発など研究活動の強化が必要である。
- ・ドーピング検査では捕捉できないドーピングに対し、関係機関間の情報共有体制の構築が課題である。

〔具体的施策〕

- ア 国は、JADA等と連携し、国際的対応ができるドーピング検査員の育成をはじめ、必要な体制を整備することにより、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会等の公平性・公正性の確保を図る。（P12より再掲）
- イ 国は、JADA及びJSC等と連携し、ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを構築することにより、ドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピングの防止を図る。
- ウ 国は、JADA等と連携し、アスリートやサポートスタッフ、医師や薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動及び学校における指導を推進することにより、ドーピングの防止を図る。
- エ 国は、JADA、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の

開発について研究活動を支援することにより、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。

オ 国は、WADA等と連携し、ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献する。

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

1 計画の広報活動の推進

第2期計画は、第2章で示したとおり、全ての人々がスポーツの力で輝き、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」を目指しており、その実現のため、国は、第2期計画についてわかりやすく簡潔に伝えていくことが必要である。特に、第2章の基本方針に関し、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという4つの観点からなるスポーツの価値について、国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体等に普及啓発していくことが重要である。

このため、スポーツ団体や地方公共団体をはじめスポーツに携わる全ての人々が、第2期計画の理念を共有し、具体的内容を熟知できるよう、様々な機会を活用して周知を継続していく。また、教育現場における理解を促進するとともに、SNSをはじめ多様なメディアを活用して国民に直接発信し、スポーツを通じて全ての人々が結びつき、実践につながるような広報活動を行う。

2 計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用

スポーツ基本法第8条は、「政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」と規定している。

スポーツ関連予算は、その大きな潜在力に見合う規模とは言えず、「一億総スポーツ社会」の実現に向け、2020年東京大会を含む第2期計画の5年間に更なる強化を図ることはスポーツに携わる者の総意である。併せて、予算の効率的・効果的な活用に努めるとともに、スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底することも重要である。

また、スポーツ振興投票制度について、新商品の開発等による売り上げの向上や業務運営の更なる適正化により収益の拡大に努め、スポーツ振興のための貴重な財源として有効に活用するとともに、スポーツに対する寄附や投資を一層活性化させることにより、多様な資金による持続可能なスポーツ環境を社会全体で創ることが求められる。

3 計画の進捗状況の定期的な検証

第2期計画においては、第1期計画と比べより多くの成果指標を設定するよう努めたが、中にはこれまでにない新たな取組であってデータの蓄積に乏しく、成果指

標の設定が困難であったものも含まれている。

しかしながら、容易に達成が可能な成果指標を設定するよりも、未達成の(又はその可能性が高い)場合に、成果指標そのものの当否を含めその原因を客観的に検証し改善策を講じていくことの方が重要であり、第2期計画に記載された各施策の進捗状況について、スポーツ審議等において、適切なデータを基に定期的に検証を行うことにより、PDCAサイクルを確立する。

その際、必要な場合には計画期間内であっても成果指標や具体的施策等を見直すとともに、検証のプロセスを広く公開することにより、スポーツ行政に対する国民の理解と信頼を確保する。また、検証結果は次期スポーツ基本計画の策定における改善に着実に反映させていく。

大分市 企画部 スポーツ振興課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL. (097) 537-5979 FAX. (097) 538-6236

E-mail sportsuisin@city.oita.oita.jp

令和2年3月 策定
